

○ 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月	23日
	平成20年	3月	19日
	平成21年	3月	18日
	平成21年	10月	30日
	平成24年	7月	25日
	平成26年	9月	29日
	平成26年	11月	28日
	平成26年	12月	24日
	平成27年	11月	26日
	平成28年	11月	29日
	平成30年	1月	30日
	平成31年	1月	29日
	令和2年	1月	28日
	令和2年	9月	29日
	令和3年	3月	30日
	令和4年	1月	25日
	令和5年	1月	23日
	令和6年	1月	22日
	令和6年	3月	25日
	令和7年	1月	27日
	令和8年	2月	24日

第1節 総則

(目的及び使命)

- 第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。
- 2 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。
- 3 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 教育学研究科教職大学院の課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

医学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

工学専攻

統合応用生命科学専攻

修士課程

生命医科学専攻

看護学専攻

工学専攻

生命環境学専攻

- 2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（但し、甲府キャンパスにおいては、学年暦で定めた休日授業日を除く）
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。
- 3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるも

のとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)又は専攻科(当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程(学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。)における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

(教職大学院の課程の入学資格)

第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める普通免許状(二種以上)を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

(4年博士課程の入学資格)

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における修業年限6年の医学を履修する課程を修了した者
- (2) 大学における修業年限6年の歯学を履修する課程を修了した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年(医学、歯学、獣医学又は薬学に限る)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

- (11)我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (12)学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (13)大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（3年博士課程の入学資格）

第11条 3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同様以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同様以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学出願の手続）

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願出しなければならない。

（入学者の選考）

- 第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。
- 2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

- 第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願出た者の入学料の納入については、この限りでない。
- 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（再入学）

- 第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

第17条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

- 2 教職大学院の課程の学生で、それに設置される他のコースへ転コースを志願する者については、当該研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。
- 3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

- 2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。
- 3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。
- 4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院において、職業を有している等の事情による場合、及び教職大学院の課程において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める普通免許状（一種又は二種）の取得を希望し認められた場合に、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限って、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

- 2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第20条 大学院（教職大学院の課程を除く。）の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則（以下「教育学研究科規則」という。）の定めるところによる。
- 5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）の定めるところによる。

(授業の方法)

第20条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算基準)

第20条の3 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

第20条の4 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第22条 削除

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第23条の2 大学院設置基準第15条に規定する連携開設科目において修得した単位は、7単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 大学院（教職大学院の課程を除く。）が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、教育部細則の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第25条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(復学)

第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を

を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
- (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上(実習10単位を含む。)を修得することとする。ただし、現職教員としての実務の経験を有する者のうち所定の基準を満たした者の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、41単位以上(実習5単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部細則に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(大学院における在学期間の短縮)

第39条の2 大学院は、第26条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第9条から第11条までのいずれかの規定により修士課程、教職大学院の課程、4年博士課程又は3年博士課程の入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程においては、課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は第37条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の在学期間においては、適用しないものとする。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の3 教職大学院の課程は、第37条の2に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。
- 3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。
- 5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位細則の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等
(研究生)

- 第43条 大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第44条 大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

- 第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。
- 2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第46条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他
(検定料、入学料及び授業料)

- 第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

- 第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(雑則)

- 第50条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院学則（平成7年4月1日制定）、山梨医科大学大学院規則（昭和61年4月1日制定）及び山梨大学大学院学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	収 容 定 員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	55 (5)
		計	70 (7)
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
- 5 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻 名	収 容 定 員		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度

医学工学 総合教育部	4年	先進医療科学専攻	80	76	72
		生体制御学専攻	46	44	42
		計	126	120	114
	3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
		人間環境医工学専攻	52	50	48
		機能材料システム工学専攻	36	33	30
		情報機能システム工学専攻	33	30	27
		環境社会創生工学専攻	36	33	30
	計	169	158	147	
	計	295	278	261	
合 計		(7) 879 〔6〕	(6) 862 〔6〕	(6) 845 〔6〕	

附 則

この規則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部修士課程医科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 医工農学総合教育部修士課程及び前項の規定により存続する医学工学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専 攻	収容定員
医学工学総合教育部	医科学専攻	20
	看護学専攻	16
	機械システム工学専攻	33
	電気電子システム工学専攻	27
	コンピュータ・メディア工学専攻	30
	土木環境工学専攻	27
	応用化学専攻	30
	生命工学専攻	22
	持続社会形成専攻	24
	人間システム工学専攻	18
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	10
	看護学専攻	14
	工学専攻	181
	生命環境学専攻	45
合 計		497

- 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部博士

課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 前項の規定により存続する医学工学総合教育部博士課程及び医工農学総合教育部博士課程の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専攻	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学工学総合教育部	先進医療科学専攻	51	34	17
	生体制御学専攻	30	20	10
	ヒューマンヘルスケア学専攻	8	4	0
	人間環境医工学専攻	32	16	0
	機能材料システム工学専攻	20	10	0
	情報機能システム工学専攻	18	9	0
	環境社会創生工学専攻	20	10	0
医工農学総合教育部	先進医療科学専攻	17	34	51
	生体制御学専攻	10	20	30
	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	8	12
	人間環境医工学専攻	16	32	48
	機能材料システム工学専攻	10	20	30
	情報機能システム工学専攻	9	18	27
	環境社会創生工学専攻	10	20	30
合計		255	255	255

附 則

この規則は、平成28年11月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条に定める医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課程	専攻	収容定員			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
医工農学総合教育部	博士課程	4年	医学専攻	20	40	60
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
	工学専攻		23	46	69	
	統合応用生命科学専攻		10	20	30	

- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医工農学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続する医工農学総合教育部博士課程の平成30年度から平成32年度までの収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課程	専攻	収容定員			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
医工農学総合教育部	博士	4年	先進医療科学専攻	51	34	17
		生体制御学専攻	30	20	10	

	課 程	3年	人間環境医工学専攻	32	16	—
			機能材料システム工学専攻	20	10	—
			情報機能システム工学専攻	18	9	—
			環境社会創生工学専攻	20	10	—

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第4条に定める教育学研究科の教職大学院の課程の平成31年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	52

- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育学研究科修士課程教育支援科学専攻、教科教育専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程の平成31年度の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	22 (2)
		計	28 (3)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科、医学工学総合教育部、医工農学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 第4条に定める医工農学総合教育部修士課程の令和7年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	課 程	専 攻	収容定員
医工農学総合教育部	修士課程	看護学専攻	21

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条第2項関係)

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	地域や学校の教育課題に対応し、学校において指導的・中核的な役割を果たす教員の育成	教育に関する高度な実践的専門性を有し、地域の学校の課題に即した学校改善・学級改善・授業改善の構想力・実践力、教育実践をリードする力の育成や、特別支援教育の先導的な役割を担う実践力、小学校、中・高等学校の各教科において質の高い教育内容研究・教材研究をもとにした授業の構想力・実践力、さらに教科横断・校種横断に基づく高度な授業開発力の育成を目指します。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育実践創成専攻	現職教員大学院生に対しては、若手教員の育成や、教科の目標・本質を踏まえた学習指導、学級マネジメントに関する指導的役割を果たし、新しい学校づくりのリーダーや管理職として学校を運営していく教員の育成 学部卒大学院生に対しては、教科指導・学級経営に関する実践力を備え、将来的に新しい学校づくりの有力な担い手となる教員の育成	教育に関する高度な実践的専門性を有し、地域の学校の課題に即した学校改善・学級改善・授業改善の構想力・実践力、教育実践をリードする力の育成や、小学校、中・高等学校の各教科において質の高い教育内容研究・教材研究をもとにした授業の構想力・実践力、さらに教科横断・校種縦断に基づく高度な授業開発力の育成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
医学専攻	臨床あるいは研究の場において、独自に課題を設定し、創薬・医療技術開発、公共健康政策の推進に寄与できる人材の養成	医学・医療の分野に関する優れた研究能力と高度な専門的知識を身に付け、臨床あるいは研究の場において、創薬・医療技術開発、医療関連事業、公

		共健康政策の推進に貢献できるような、問題意識の高い自立した人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会の側面から包括的に捉え、ライフステージにわたる健康問題の理解と解決に貢献することを理念とします。看護学を基盤に、対象の尊厳を尊重し、研究倫理を踏まえて自律性と独創性を重んじた研究を推進します。 その成果にもとづき、看護実践・教育・研究の方法を体系的に整え、多様な実践の場に適用して評価・改善し、学際的ケア（Interdisciplinary Care）の視点を基盤に、多職種・地域との協働を進めながら、学術研究に根ざしたヒューマンヘルスケアの発展に寄与できる人材を育成します。
工学専攻	共通の数理科目を含む体系的な専門教育カリキュラムにより、企業、公的研究機関及び高等教育機関における研究開発の中核を担う能力と実践力を有する人材を養成	医工農の分野を越えた研究指導体制と学際的教育を施すことにより工学とその周辺領域の俯瞰力と産業や研究開発マネジメント力を涵養する。また、部共通の科学者倫理科目に加え専攻共通のリスクマネジメント科目を履修させることにより現代の産業や工業技術が自然や身体に与える影響に関する洞察力と高い倫理性を身につけた人材の養成を目指します。
統合応用生命科学専攻	医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新をもたらすことのできる高度な人材の養成	生命科学を学術の共通基盤とする農学分野の「生命農学コース」、医学分野の「生命医科学コース」、工学分野の「生命工学コース」の3コースが「健康」を共通のキーワードとして連携して教育を行い、医工農の3分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新を行い、人類にとって最も普遍的な価値をもつ「健康」に関する課題に対して複数の解決法を見だし、社会の発展及び人類の福祉に貢献する高度専門職業人及び研究者の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
生命医科学専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	看護学の発展を通じて地域および国際社会に貢献することを理念とし、対

		<p>象の尊厳の尊重と研究倫理を基盤として、質の高い看護を支える科学的知識と技術の探究を推進します。</p> <p>さらに、多職種および地域と協働しながら、研究成果を実践・教育・研究へ還元し、看護の発展に寄与できる人材の育成をめざします。</p>
工学専攻	イノベーションの持続的創出を担いグローバルに活躍できる高度専門職業人の養成	<p>工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を育成します。くわえて、関連する専門分野をより広く学ぶことにより俯瞰的なものの見方を身につけ、コミュニケーション能力や国際的視野も兼ね備え、社会や産業の急速な変化に対応できるとともに新たな産業分野においても活躍できる素養を身につけた工学系高度専門職業人の養成を目指します。</p>
生命環境学専攻	人類の普遍的課題である「食と健康」及び「生命と環境」に関する多様で複雑な諸課題を、農学を基盤とした学際的取り組みによって解決へと導くことが出来る高度専門職業人の養成	<p>農学を基盤とした文理融合教育により広範な知識を身につけると共に、「バイオサイエンスコース」、「食物・ワイン科学コース」、「地域環境マネジメントコース」の各コースの専門科目を学ぶことにより、「食と健康」及び「生命と環境」に関する深い専門性と高度な技術を備えた人材の養成を目指します。</p>

別表第2 (第4条関係)

(単位:人)

研究科、 教育部	課 程	専 攻	入学定員	収容定員	
教育学 研究科	教職大学院 の課程	教育実践創成専攻	38	76	
医工農学総合 教育部	修士課程	生命医科学専攻	10	20	
		看護学専攻	7	14	
		工学専攻	181	362	
		生命環境学専攻	45	90	
		計	243	486	
	博士課程	4年	医学専攻	20	80
			計	20	80
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12
			工学専攻	23	69
			統合応用生命科学専攻	10	30
			計	37	111
		計	57	191	
		合 計			338

(注) () は外国人留学生で内数

○ 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日
 改正 平成30年 1月30日
 平成31年 2月19日
 令和 3年11月19日
 令和 4年11月18日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程

生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程

4年博士課程

医学専攻	博士（医学）
------	--------

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
---------------	---------

工学専攻	博士（工学）
------	--------

〃	博士（学術）
---	--------

統合応用生命科学専攻	博士（農学）
------------	--------

〃	博士（生命医科学）
---	-----------

〃	博士（生命工学）
---	----------

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格

し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（学位論文の中間審査）

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

（学位論文又は研究成果の提出）

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

（学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付）

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

（審査の付託）

第9条 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

（審査委員）

第10条 医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

（最終試験）

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないと言われた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する

ものとする。

(学位論文の公表)

- 第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文(博士)」又は「山梨大学審査学位論文(博士)要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第22条 本学の修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第23条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学位規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医工農学総合教育部博士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科修士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に生命環境学部 に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年12月1日から施行する。

別記様式（第24条関係）

（学部・学士）

〇〇第 号

学 位 記

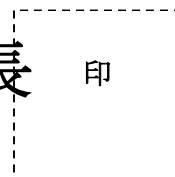
氏 名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位（課程）を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日



山梨大学長 印



(大学院・修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士)

University of Yamanashi

《 研究科・教育部 》

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学位 》

教育学研究科

in the Division of 《専攻》 of this University,

医工農学総合教育部
専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し博士論文研究基礎力審査に合格したので修士 (工学) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学 位 》

専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

(教育学研究科・教職修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院教育学研究科教職大学院の課程教育実践創成専攻において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(教育学研究科・教職修士)

University of Yamanashi

Graduate School of Education

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

Master of Education in Teaching

in the Division of Advanced Studies on Transforming Educational Practice
of this University, has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : ≪氏名≫

Date of Birth : ≪生年月日≫

having fulfilled all the requirements for the degree of

≪ 学位 ≫

専攻までの所属

in the Department of ≪専攻≫ of this University,

コースまでの所属

in the ≪コース≫, Department of ≪専攻≫ of this University,

has been awarded the degree on this day

≪学位授与日≫

No. ≪学位記番号≫

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士 (〇〇) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

この学位は山梨大学とマレーシアペルリス大学とのデュアルディグリープログラム協定
に基づき授与されるものです

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学 位 》

専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

This degree is conferred under the Dual Degree Program agreement
between University of Yamanashi and Universiti Malaysia Perlis.

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(論文・博士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び
試験に合格したので博士（〇〇）の学位を
授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(論文・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having submitted a doctoral dissertation and successfully
fulfilled the requirements for the degree of

《 学 位 》

at the University of Yamanashi,
has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》
Official Seal
Of
University of Yamanashi

President

別記様式（第24条関係）

（学部・学士）

〇〇第 号

学 位 記

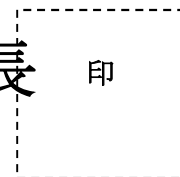
氏 名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位（課程）を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日



山梨大学長 印



(大学院・修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士)

University of Yamanashi

《 研究科・教育部 》

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学位 》

教育学研究科

in the Division of 《専攻》 of this University,

医工農学総合教育部
専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し博士論文研究基礎力審査に合格したので修士 (工学) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学 位 》

専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(教育学研究科・教職修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院教育学研究科教職大学院の課程教育実践創成専攻において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(教育学研究科・教職修士)

University of Yamanashi

Graduate School of Education

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

Master of Education in Teaching

in the Division of Advanced Studies on Transforming Educational Practice
of this University, has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学 位 》

専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士 (〇〇) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

この学位は山梨大学とマレーシアペルリス大学とのデュアルディグリープログラム協定
に基づき授与されるものです

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : ≪氏名≫

Date of Birth : ≪生年月日≫

having fulfilled all the requirements for the degree of

≪ 学位 ≫

専攻までの所属

in the Department of ≪専攻≫ of this University,

コースまでの所属

in the ≪コース≫, Department of ≪専攻≫ of this University,

has been awarded the degree on this day

≪学位授与日≫

No. ≪学位記番号≫

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

This degree is conferred under the Dual Degree Program agreement
between University of Yamanashi and Universiti Malaysia Perlis.

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(論文・博士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学にて学位論文を提出し所定の審査及び
試験に合格したため博士（〇〇）の学位を
授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(論文・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having submitted a doctoral dissertation and successfully
fulfilled the requirements for the degree of

《 学 位 》

at the University of Yamanashi,
has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》
Official Seal
Of
University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

3 山梨大学大学院教育学研究科規則

制 定	平成16年	4月	1日
改 正	平成19年	3月	22日
	平成21年	11月	4日
	平成24年	3月	21日
	平成25年	5月	22日
	平成25年	11月	20日
	平成26年	1月	15日
	平成27年	2月	18日
	平成27年	4月	1日
	平成31年	2月	6日
	令和 2年	3月	20日
	令和 4年	3月	20日
	令和 8年	1月	14日

(趣旨)

第1条 山梨大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、山梨大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）及び山梨大学学位細則（平成27年11月26日制定）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(専攻及びコース)

第2条 研究科に次の課程、専攻及びコースを置く。

課 程	専 攻	コ ー ス
教職大学院の 課程	教育実践創成専攻	教育実践開発コース
		教科領域実践開発コース

(研究指導教員)

第3条 学生は、入学後、所属する専攻・コースの教員の中から研究指導を行う教員（以下「指導教員」という。）を定め、当該教員の了承を得て、指定の期間内に教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する指導教員の決定は、山梨大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。
- 3 指導教員は、研究指導及びその他の指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第4条 教職大学院の課程の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(修学の方法)

第5条 学生は、所属する専攻・コースにおける指導教員の研究指導を受けるものとする。

(履修単位)

第6条 学生は、前条に規定する修学の方法に応じて、次の表の各コースの分野毎に定める単位数を修得しなければならない。

(教職大学院の課程)

科目分類	教育実践創成専攻				
	教育実践開発コース			教科領域実践開発コース	
	学校マネジメント分野	教師力育成分野	特別支援教育分野	初等教科教育分野	中等教科教育分野
共通必修科目	1 2				
分野必修科目	8	6	1 0	6	
分野選択科目	1 2		8	1 2	
課題研究	4	6			
実習	1 0 (5)	1 0			
単位数合計	4 6 (4 1)				

() の単位数は、修業年限が1年と認められた学生の単位数

(履修の方法)

第7条 教職大学院の課程専門科目（第4条の別表1の科目）における履修方法は、科目分類毎に次の各号に掲げるところによる。

- (1) 共通必修科目及び分野必修科目は、各コースの分野毎に指定されたすべての科目を修得しなければならない。
 - (2) 分野選択科目は、各コースの分野毎に指定された科目から1 2単位を修得しなければならない。
 - (3) 課題研究科目は、指導教員のもとで、1年次に4単位及び2年次に2単位、学校マネジメント分野で修業年限が1年と認められた場合は1年次に4単位を修得しなければならない。
 - (4) 実習科目は、連携協力校において指導教員のもとで、1年次に5単位及び2年次に5単位を、学校マネジメント分野で修業年限が1年と認められた場合は1年次に5単位を修得しなければならない。
 - (5) 教職大学院の課程専門科目の履修単位数の上限は、年間合計30単位とする。なお、1学期毎の上限は20単位とする。
- 2 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする授業科目を定め、指定期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、研究科委員会の承認を得て、10単位を超えない範囲で第6条に規定する修了に必要な単位数に算入することができる。

(教職大学院における実習に関する授業科目の履修)

第8条 学生が教職応用実習で修得した単位は、研究科委員会の議を経て、学部の教育職員免許状取得に必要な教育実習を履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 第8条第1項規定により修得した単位は、修了要件の単位には算入しないものとする。
- 3 その他必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第9条 指導教員が特に必要と認めた場合に限り、大学院学則第23条の規定により、他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により、履修しようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(学部における授業科目の履修)

第10条 指導教員が必要と認めた場合は、研究科委員会の議を経て、学部の授業科目を履修させ、これを研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の単位には算入しないものとする。

2 前項の履修方法については、研究科委員会が別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第11条 大学院学則第24条の規定により、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けようとする者は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第12条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認める場合は、休業期間等その他特定の時間において行うことができる。

2 現職教員等の社会人である学生で、大学院学則第21条に定める教育方法の特例処置適用者として研究科委員会の議の経て認められた者は、前項に規定する教育方法の特例による授業又は研究指導を受けること及び第7条(5)号に定める履修単位の上限を超えて履修することができる。

3 前項については、指導教員の指導のもとに履修を計画し、書面(教育方法の特例による授業科目履修願)をもってその旨を研究科長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(試験)

第13条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、研究報告又は平常の成績により評価することを妨げない。

(追試験及び再試験)

第14条 追試験及び再試験は、行わない。ただし、研究科委員会が特に認めたときは、追試験を行うことができる。

(成績)

第15条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績は点数により表示する。ただし、成績を評語により表示する場合の評語及び成績評価基準は、以下のとおりとする。

	評価	評価基準
合格	S	到達目標を達成し、卓越した学習成果をあげた
	A	到達目標を達成し、優秀な学習成果をあげた
	B	おおむね到達目標を達成した
	C	最低限の到達目標を達成した
不合格	F	到達目標を達成していない

(1) S (95～100)

(2) S- (90～94)

(3) A+ (87～89)

(4) A (83～86)

(5) A- (80～82)

(6) B+ (77～79)

(7) B (73～76)

- (8) B- (70～72)
- (9) C+ (66～69)
- (10) C (60～65)
- (11) F (0～59 及び未受検)

(教育職員免許状)

第16条 研究科において修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

(再入学又は転入学)

第17条 大学院学則第15条又は第16条の規定により、再入学又は転入学しようとする者は、書面をもって研究科長に願い出て、研究科委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、再入学又は転入学を許可された者の既修得単位は、研究科委員会の認定により、修了に必要な単位数に算入することができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年11月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科に在学する者については、従前の例による。

別表1（第4条関係）略

（Ⅱ 履修案内 7 開設科目一覧 61頁を参照）

別表2（第16条関係）

専攻	コース	取得できる専修免許状	
		種類	教科（領域）
教育実践創成 （教職大学院）		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、書道、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、工芸、 保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病 弱者

7 開設授業科目一覧
別表1 (第4条関係)

○教育実践創成専攻

区分	科目番号	授業科目名	単位	科目分類					備考	
				教育実践開発コース			教科領域実践開発コース			
				学校マネジメント分野	教師力育成分野	特別支援教育分野	初等教科教育分野	中等教科教育分野		
共通5領域	教育課程の編成・実施	KCO500	教育課程の内容と編成	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO502	小学校における接続期カリキュラムの実践と課題	2	△	△	△			
		KCO601	初等教科横断型・総合型プロジェクト実践論	2				○		
		KCO602	中等教科横断型・総合プロジェクト実践論	2					○	
	教科等の実践的な指導方法	KCO510	道徳教育の理論と実践	2	△	△	△			
		KCO511	授業研究マネジメント論	2	△	○		○	○	
		KCO512	情報教育・ICT活用の理論と実践	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO514	エビデンスに基づく教育支援	2	△					
	生徒指導・教育相談	KCO521	教育相談・生徒指導論	2	△	○		○	○	
		KCO522	インクルーシブ教育	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO523	子どもエンパワーメント論	2		△	△			
	学級経営・学校経営	KCO530	学校・学級文化の創造と学級経営	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO630	学校安全と危機管理	2	○	△	△			
		KCO631	教育法規とコンプライアンス	2	○					
		KCO632	学校改善論	2	○					
		KCO633	学校組織経営論	2	○					
	学校教育と教員の在り方	KCO540	現代学校・教師論	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO541	教育政策の理論と実践	2	△	△	△			
	独自領域	KCO550	教育・地域課題挑戦プロジェクト実践論	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		KCO551	山梨の学校改革	2	△	△	△			
		KCO552	教職実践高度化演習	2	×	△	△	△	△	
	特別支援教育領域	KSN501	知的障害児の理解と教育	2	△	△	○			
		KSN502	肢体不自由児の理解と教育	2			○			
KSN503		病弱児の理解と教育	2			○				
KSN504		発達障害児の心理教育アセスメントと支援	2	△	△	○				
KSN505		行動障害の理解と支援	2		○	○				
KSN506		特別支援教育の現代的課題Ⅰ	1			△				
KSN507		特別支援教育の現代的課題Ⅱ	1			△				

教科の本質と目標・内容構成	KSU500	国語科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU501	社会科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU502	数学科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU503	理科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU504	音楽科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU505	図画工作科・美術科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU506	体育科・保健体育科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU507	技術科の本質と目標・内容構成	2					△	
	KSU508	家庭科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
	KSU509	英語科の本質と目標・内容構成	2				△	△	
教科選択領域	初等教科の教材と研究と授業構想	KSU520	初等国語科の教材研究と授業構想	2			△	*	○初等教科教育分野では、同一教科の「各教科の本質と目標・内容構成」の科目と、「初等各教科の教材研究と授業構想」の科目の2科目を選択し、分野選択科目として合わせて6科目(計12単位)以上修得すること。
		KSU521	初等社会科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU522	初等数学科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU523	初等理科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU524	初等音楽科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU525	初等図画工作科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU526	初等体育科の教材研究と授業構想	2			△	*	
		KSU527	初等家庭科の教材研究と授業構想	2			△	*	
KSU528	初等英語科の教材研究と授業構想	2			△	*			
中等教科の教材と研究と授業構想	KSU540	中等国語科の教材研究と授業構想	2				*	△	○中等教科教育分野では、同一教科の「各教科の本質と目標・内容構成」の科目と、「中等の各教科の教材研究と授業構想」の科目の2科目を選択し、分野選択科目として合わせて6科目(計12単位)以上修得すること。
	KSU541	中等社会科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU542	中等数学科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU543	中等理科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU544	中等音楽科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU545	中等美術科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU546	中等保健体育科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU547	中等技術科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU548	中等家庭科の教材研究と授業構想	2				*	△	
	KSU549	中等英語科の教材研究と授業構想	2				*	△	
実習領域	KTP500	実習Ⅰ(教育臨床実習)	5	◇	×	×	×	×	1科目選択必修 (教師力育成分野のみ)
	KTP600	実習Ⅱ(学校・行政マネジメント実習)	5	◇	×	×	×	×	
	KTP501	小学校実習Ⅰ(課題発見実習)	5	×	◇	×	◇	×	
	KTP502	中・高等学校実習Ⅰ(課題発見実習)	5	×	◇	×	×	◇	
	KTP601	小学校実習Ⅱ(課題達成実習)	5	×	◇	×	◇	×	
	KTP602	中・高等学校実習Ⅱ(課題達成実習)	5	×	◇	×	×	◇	
	KTP504	特別支援学校実習Ⅰ(課題発見実習)	5	×	×	◇	×	×	
	KTP603	特別支援学校実習Ⅱ(課題達成実習)	5	×	×	◇	×	×	
	KTP503	教職応用実習	3	×					
	課題研究領域	KRT500	課題研究Ⅰ	2	☆	☆	×	☆	
KRT502		特別支援教育課題研究Ⅰ	2	×	×	☆	×	×	
KRT501		課題研究Ⅱ	2	☆	☆	×	☆	☆	
KRT503		特別支援教育課題研究Ⅱ	2	×	×	☆	×	×	
KRT600		課題研究Ⅲ	2	×	☆	×	☆	☆	
KRT601		特別支援教育課題研究Ⅲ	2	×	×	☆	×	×	

科目分類記号:

◎:共通必修科目

○:分野必修科目

△:分野選択科目(教科領域実践開発コースの*の授業科目は1科目まで分野選択科目の単位に含むことができる)

◇:実習科目

☆:課題研究科目